国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

短期人間ドックの検査費用を助成します

国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している方を対象に短期人間ドックを受診 する費用の一部を助成します。 間住民課国保年金班 ☎84-1214



項	目	内 容					
		国民健康保険加力	入者	後其	胡高齢者医療制度加入者		
対	象	①国民健康保険の被保険者		①後期高齢者医療制度の被保険者			
~,		②年齢が満30歳以上の方		②後期高齢者医療保険料に未納がない			
ኤ ውር	りから	③国民健康保険税に未納がない		③短期人間ドック助成制度を利用してから6ヶ月			
	全て該	④短期 関ドック助成制度を利用してから6ヶ日		以上経過していて、同一年度でない			
当する方		以上経過していて、同一年度でない		④同一年度内に特定健康診査と後期高齢者医療			
		⑤同一年度内に特定健康診査を受診していない		健康診査を受診していない			
				⑤同一年度内	7に国民健康保険の短期人間ドック		
				助成事業を利用していない			
		短期人間ドック検査費用額(基本検査+オプション検査)の70%					
		※基本項目(既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の検査・身体測定・血圧・血中脂質検査・肝機能検査・					
		血糖検査・尿検査・その他健康維持に有効な検査)のすべてが含まれている検査を対象とします。					
D+ -	지호 4	助成限度額					
助成	以	国民健康保険加入者	東陽病院で受診		60,000円		
		東陽病院以外の医		寮機関で受診	50,000円		
		後期高齢者医療制度加入者 東陽病院で受診			40,000円		
		東陽病院以外の医		療機関で受診	30,000円		

■利用方法

契約医療機関	契約医療機関以外
①契約医療機関医療機関に予約(期日・検査内容)する	①医療機関に予約(期日・検査内容)する
②役場住民課国保年金班で申請する	②役場住民課国保年金班で申請する
(被保険者証を持参してください)	(被保険者証、受診する検査項目がわかるものを持参)
③町から送付された利用承認書を医療機関に提出し、	③医療機関で人間ドックを受診、 費用の全額 を支払う
人間ドックを受診、 費用の個人負担額 を支払う	④住民課国保年金班に請求書を提出する
	(利用承認書、領収書、印鑑、通帳、人間ドック結果
	報告書の写しを持参してください)
	⑤町から助成金を指定口座に振込

■契約医療機関

契約医療機関名	所在地	電話番号
東陽病院(※短期人間ドックは月・水曜日に実施)	横芝光町宮川12100	☎ 84−1335
さんむ医療センター	山武市成東167	☎ 0475−82−2521
浅井病院	東金市家徳38-1	☎ 0475−58−1407
旭中央病院	旭市イの1326	☎ 62−3822
亀田クリニック健康管理センター	鴨川市東町1344	☎ 04−7099−1115
亀田総合病院附属幕張クリニック	千葉市美浜区中瀬1-3 CD-2	☎043-296-2321
国際医療福祉大学成田病院	成田市畑ケ田852	☎ 0476−35−5602